

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 企画改善部会員名簿

平成26年9月

団体名	担当	氏名	所 属	電話番号	E-mail
1 さいたま市	基準法システムWG	大江禎一郎	建設局建築部建築行政課建築行政係	048-829-1533	kenchiku-gyosei@city.saitama.lg.jp
2 大阪府	"	津田 敏史	住宅まちづくり部建築指導室審査指導課 指導調整グループ 課長補佐	06-6210-9721	TsudaSa@mbox.pref.osaka.lg.jp
3 神奈川県	"	小川 祥子	県土整備局建築住宅部建築指導課 建築指導グループ	045-210-1111 (内線 6246)	kensi.kenchiku@pref.kanagawa.jp
4 日本ERI (株)	"	内田 広也	確認企画部 部長	03-5775-2403	k_uchida@j-eri.jp
5 ビューローペリタスジャパン (株)	"	堀口 智可	建築認証事業本部業務推進管理部業務推進課 マネージャー	045-664-3831	tomoka.horiguchi@jp.bureauveritas.com

国土交通省	原田 佳道	住宅局建築指導課 企画専門官	03-5253-8513	harada-y2vd@mlit.go.jp
	中道 潤	住宅局建築指導課 係長		nakamichi-j2ub@mlit.go.jp
	齋藤 康介	住宅局建築指導課		saitou-k8320@mlit.go.jp

事務局 (建築行政情報センター)	坂田 英督	システム部長	03-5225-7706	e-sakata@icba.or.jp
	久保 博史	企画課長		kubo@icba.or.jp
	荘野陽太郎	企画課長代理		shouno@icba.or.jp

■ メールアドレス：基準法システムWG db-ki.junhou@ml.icba.or.jp

第 2 回 建築行政共用データベースシステム連絡協議会 企画改善部会 議事録 (案)

日 時 平成 26 年 3 月 20 日 (木) 13:30～14:55

場 所 I C B A 4 F 会議室

資 料

- 【資料 1】 部会員名簿
- 【資料 2】 平成 25 年度第 1 回企画改善部会議事録
- 【資料 3】 当面のスケジュール
- 【資料 4】 企画改善部会検討結果報告 (案)

出席者 (敬称略、カッコ内は代理出席者)

大阪府：大西 陽一
茨城県：木村 忠夫
さいたま市：大江禎一郎
神奈川県：小川 祥子
日本 ERI(株)：内田 広也
ビューローベリタスジャパン(株)：堀口 智可
国土交通省：畑中 浩二
事務局 坂田、荘野、久保

議 事

1. 前回議事録の確認 (資料 2)

◇平成 25 年度第 1 回企画改善部会議事録を確認した。
議事録の修正等ある場合には、3/28 頃までに事務局へ連絡する。

2. 当面のスケジュール (資料 3)

◇来年度にかけてのスケジュールについて確認を行った。

【主な質疑・意見】

- ・ J C B A の開催時期と連絡協議会の開催時期をずらすこととなった理由は。(大阪府)
→ J C B A の催事と時間が重なり出席できなくなるといったことがあったためである。
(事務局)

3. 検討結果報告案 (資料 4)

◇検討結果報告案について、次回理事会に報告することを前提として内容を確認した。

①台帳・帳簿登録閲覧システム関連

◇改修要望事項についての今後の取組に向けた方針整理について説明を行い、原案どおりで了承を得た。

【主な質疑・意見】

- ・ バグはなぜ残っているのか。(大阪府)

→バグ・要望とも影響の大きいものから改修を進めてきたが、バグに分類した項目であってもレアケースなものや要望との中間的なものなどは優先度を落としているためである。(事務局)

・統計の順番待ちをさらに軽減してほしい。また、検索期間設定を延長してほしい。

(さいたま市)

→プログラムの作り込みの部分も含めて改善を続けていく。(事務局)

②通知・報告配信システム関連

◇通知・報告配信システムの実証実験の各経過について報告を行い、原案どおりで了承を得た。

【主な質疑・意見】

・申請書4～5面については、大規模物件が多いこともありデータ入力が行っていない。このため、データ本位型の場合は紙文書をPDF化して送付することになるが、その際のファイル命名作業の手間が大きい。そこで、送付書類一式を1つのファイル名としたデータでもよろしいか検討いただきたい。(ビューローベリタスジャパン)

・データ本位型の際に、共用DBから印刷したものを「概要書」として取り扱うことには抵抗がある。また、原本が指定確認検査機関に保管されてしまうことも気になる。あとでまとめてでも構わないので、最終的には原本を送付して欲しい。

(大阪府、さいたま市)

③来年度のスケジュール

◇来年度の協議会の体制、部会の構成及び検討課題について説明を行い、原案どおりで了承を得た。

なお、先日閣議決定された建築基準法改正に伴う共用DBへの影響について、必要があればこの部会にて検討することとなる。

【主な質疑・意見】

・建築基準法改正が共用DBに影響する部分は具体的に何か。(大阪府)

→現時点で判明しているものは仮使用承認の民間開放、構造計算適合性判定の分離等である。(事務局)

以上

企画改善部会及びWG開催スケジュール（案）

第1回 企画改善部会 平成26年 9月17日（水）@ICBA
活動内容及びスケジュール確認

基準法システムWG（10月～2月 @各特庁・指定確認検査機関）

通知・報告配信システムの試行運用等に取り組む部会メンバー毎に、必要に応じて配信相手先も同席の上、部会メンバー所属団体を会場として数回開催。

第2回 企画改善部会 平成27年 3月20日（金）@ICBA
検討結果報告書案の確認

<配付資料のダウンロードサイト>

企画改善部会及び各WGを含め、連絡協議会関係の配付資料は、下記サイトよりダウンロードできます。

ICBAトップページ→「建築行政共用DB」→「送付文書一覧」

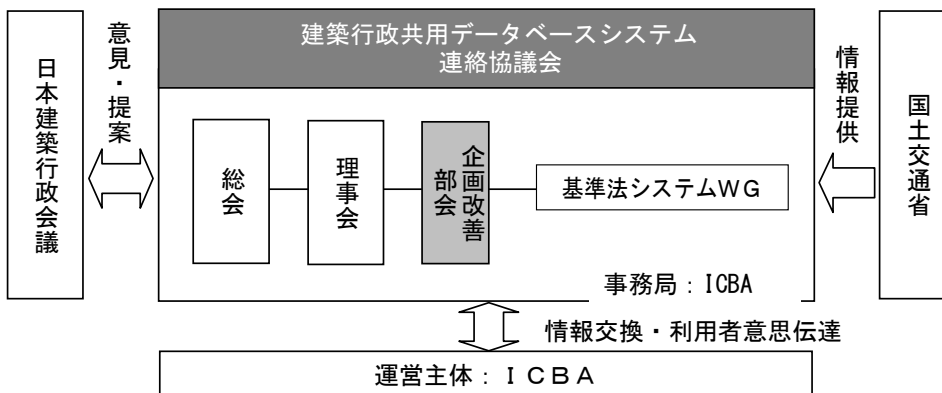
(参考) 連絡協議会第13回総会資料抜粋(平成26年7月18日開催)

26年度のスケジュール

(1) 検討体制

「通知・報告配信システム促進に向けた意見集約」については実証実験を継続する。
「各要望に対する優先度の考え方、今後の取組に向けた方針整理」については、本稼働4年目を終えて要望の新規発生が収束してきたことから、本部会における優先度の検討は25年度で一旦終了とする(必要に応じて検討再開もあり得る)。

企画改善部会2回、基準法システムWG3回程度。



(2) 企画改善部会の構成

基準法システムWGのメンバーにより部会を構成する。なお、WGは検討課題と関連の深いメンバーにより開催する。

(3) 検討課題

- ・通知・報告配信システム促進に向けた意見集約
- ・その他

通知・報告配信システム 運用方法と企画改善部会での検討範囲（概念図）

<p>統一運用ルール (本部会の到達目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国特庁・指定機関において、双方に直接的なメルリットがある ・運用ガイドラインや運用団体一覧はWEBにより周知 注2 ・相手先との個別協議は殆ど不要 	<p>A 郵送本位型</p> <p>郵送（紙）を正とする運用で、通知・報告の法律根拠は従前どおり建築基準法による</p> <p>[運用方法案A 1]：不成立 ^{注3}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書部分のみテキストデータで、配信システムにより送信 ・実証実験（日本ERI→新潟市）の結果、概要書部分のデータがなければ特定行政庁側にメルリットなし <p>[運用方法案A 2]：不成立 ^{注4}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書+概要書をテキストデータで、配信システムにより送信 ・実証実験（大阪府指定2機関→大阪府）の結果、指定機関にメルリットなし 	<p>B データ本位型</p> <p>データを正とする運用で、通知・報告の法律根拠は行政手続オンライン化法による 注1</p> <p>[運用方法案B 1]：調整中 ^{注5}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書+概要書+4・5面をテキストデータで、配信システムにより送信 ・実証実験（REジャパン→大阪府）の結果、受け手の特定行政庁が多ければ指定機関にもメルリットあり ・現在、特定行政庁への水平展開を調整中 <p>[運用方法案B 2]：実証実験中 ^{注6}</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書+概要書+（4・5面はPDF）で、配信システムにより送信 ・現在、実証実験中（ビューローペリタス→さいたま市） <p>※26年度に実証実験を追加する可能性あり</p> <p>--- 26年度企画改善部会での検討範囲 ---</p>
<p>ローカルルール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には特庁にのみメルリットがあり、指定機関は任意協力 ・相手先との協議が必要 	<p>[運用事例]：知事指定機関→県及び県下特庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ送信範囲は個別協議にて決定し、配信システムによりデータ送信 注7 ・送信機関7機関 <p>[運用事例]：知事指定機関→県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ送信範囲は個別協議にて決定し、電子メール等によりEXCELファイルを送信 ・茨城県にて実施 ・実証実験により留意事項等を洗い出し 注8 	<p>※現在は事例なし</p> <p>運用方法案B 1・B 2が、実証実験終了後もローカルルールとして一部指定機関により継続されることになった場合は、この欄に「運用事例」として記載されることになる。</p>

- 注1** 「通知・報告のオンライン化に関する留意事項」(H25.09.20 企画改善部会資料)
データ本位型を採用する場合に、特定行政庁で必要となる可能性のある告示手続について記載
- 注2** 「配信システム試行運用後のイメージ」(H23.10.27 企画改善部会資料)
運用ガイドラインや運用団体一覧の掲載サイト案
- 注3** 企画改善部会(H23.10.27)にて運用方法を決定し、日本E R Iと新潟市による試行運用(実証実験)を実施(H23.11.01～H24.03.31)。
送信データの範囲を報告書(第16号様式)記載事項のみに限定して指定機関の負担を減らした場合、特定行政庁は当該データを「建築計画概要書の検索」に活用することでメリットがあるかを検証。
結果として、特定行政庁側は建築計画概要書のデータがないとメリットが出ないことが判明。
- 注4** 企画改善部会(H24.09.27)にて運用方法を決定し、大阪府及び府下指定確認検査機関2機関による実証実験を実施(H24.12.18～H25.08.01)。指定確認検査機関は、建築計画概要書のデータを送信する代わりに、建築計画概要書の郵送頻度は下げること、郵送手間・郵送料削減メリットが出ないかを検証。
結果として、紙を正とする場合においては、郵送頻度を下げた場合も週2回が限度であること(H25.03.21 企画改善部会資料)、データ送信に伴う付帯業務の増加等により、メリットが出ないことが判明。
- 注5** 基準法システムWG(H26.02.25)にて運用方法を検討し、アール・イー・ジャパンと大阪府による実証実験を実施(H26.03.01～03.31)。
指定確認検査機関は、建築計画概要書のデータを含め、すべての送付書類をテキスト又はPDF等でデータ送信する代わりに、建築計画概要書の郵送を月1～2回とすることでメリットが出ないかを検証。
結果として、送信先特定行政庁がまとまれば指定確認検査機関にもメリットがあることが判明。
- 注6** 企画改善部会(H23.10.27)にて運用方法を決定し、ビューローベリタスとさいたま市による試行運用(実証実験)を実施(H23.11.01～)。アール・イー・ジャパンと大阪府の実証実験とその方法はほぼ同様(確認申請書4・5面をテキストデータではなくPDF等で送信している点異なるのみ)であるが、主に特定行政庁側の業務への影響を長期にわたって検証中。
- 注7** 富山県、福井県、静岡県、滋賀県、広島県、高知県及び福岡県の指定確認検査機関。
- 注8** 企画改善部会(H23.07.05)にて、従前よりEXCELデータ提供を受けている茨城県より、それをそのまま台帳システムに取り込む旨の要望あり。翌年の台帳システムにEXCELデータの取込機能が(テスト的に)装備された。これを受け、企画改善部会(H24.09.27)にて運用方法を決定し、茨城県にて実証実験を実施(H25.02.20～H25.10.31)。
結果として、台帳システムへの取り込みは問題なし。その際の留意事項をとりまとめ(H26.03.20 企画改善部会資料)。